

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年6月25日（木） 午前8時30分 開議

場 所 宇治市役所 501会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について  
**日程第2** 会期について  
**日程第3** 報告  
**日程第4** 報告第8号 専決事項の報告について  
**日程第5** 報告第9号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について  
**日程第6** 議案第19号 宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて  
**日程第7** 議案第20号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて  
**日程第8** 議案第21号 宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定するについて  
**日程第9** 議案第22号 宇治市大久保青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定するについて  
**日程第10** 議案第23号 宇治市生涯学習審議会委員の解嘱について  
**日程第11** 議案第24号 教育長臨時代理の報告及びその承認を求めるについて  
**日程第12** 議案第25号 教育長臨時代理の報告及びその承認を求めるについて  
**日程第13** 議案第26号 令和2年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子  
(教育委員)

教育長職務代理者 加 賀 爪 毅  
委 員 金 丸 公 一  
委 員 中 筋 斉 子  
委 員 小 山 栄 子

(出席職員職氏名)

部 長	伊 賀 和 彦	副 部 長	上 道 貴 志
教育支援センター長	林 口 泰 之	教育総務課長	栗 田 益 典
生涯学習課長	齊 藤 政 也	学校教育課長	吉 田 秀 平
教育支援課長	福 山 誠 一	教育総務課副課長	吉 川 貴 之
学校教育課総括指導主事	藤 田 祥 尚	大久保青少年センター館長	山 森 浩 平

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加 藤 冬 子	教育総務課主任	前 田 圭 祐
-------------	---------	---------	---------

## 開 会 (午前8時30分)

○**開会宣言** 教育長が6月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告

- (1) 令和2年6月市議会定例会について
- (2) 文教福祉常任委員会について(令和2年5月29日)
- (3) 文教福祉常任委員会について(令和2年6月18日)
- (4) 令和3年度宇治市立笠取小学校特認入学希望者の募集について
- (5) 宇治市小中一貫教育推進協議会について
- (6) 宇治市教育委員会後援事業について

以上6件を報告する。

---

[説 明]

(1) 令和2年6月市議会定例会について

[一般質問] 6月11日・12日・15日 質問議員…13名

(うち教育委員会関係9名)

【一般質問】

①岡本 里美 議員

- 新型コロナウイルス感染症にかかる今後の対応
  - ・学校現場の対応について
  - 児童・生徒のフォローについて
  - タブレットの活用について
  - 中学生の部活動について
  - 事業費の計画について

②佐々木 真由美 議員

- 新型コロナ対応の影響下にある市民への支援について
  - ・子どもたちの「学びの保障」について

③大河 直幸 議員

- 学校について
  - ・学習について
  - ・学級規模・学校規模について
  - ・新型コロナウイルス感染予防について

④山崎 匡 議員

- 新型コロナウイルス感染症の影響による各種取組について
  - ・就学援助について

⑤池田 輝彦 議員

- 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・公立小中学校の対応について（要望）
  - 学校再開後の課題について
  - 学習の遅れについて
  - 児童・生徒の家庭状況と心身の健康について

⑥金ヶ崎 秀明 議員

- 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・教育と受験対策について

⑦鳥居 進 議員

- 新型コロナウイルス症対策について
  - ・ヤングケアラーについて
  - ・スクールロイヤー制度について
  - ・学校活動について

⑧木本 裕章 議員

- 新型コロナウイルス対応について
  - ・教育への対応について

⑨宮本 繁夫 議員

- 議会の権限と議案について

**(2) 文教福祉常任委員会について (令和2年5月29日)**

- ①宇治市立小中学校・幼稚園、育成学級及び保育所等の新型コロナウイルス感染症対策にかかると今後の対応について
- ②新型コロナウイルス感染症にかかると今後の対応について

**(3) 文教福祉常任委員会について (令和2年6月18日)**

- ①議案第50号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて
- ②令和元年度宇治市総合野外活動センターの指定管理者事業報告について
- ③令和元年度宇治市児童・生徒の問題行動と不登校の状況について

**(4) 令和3年度宇治市立笠取小学校特認入学希望者の募集について**

募集人数は新1年生に限り4名とする。募集期間は令和2年10月20日から11月24日までで、10月20日は、授業参観、学校見学、学校説明会を予定している。応募者多数の場合は、12月4日に抽選を実施し、令和3年1月中旬に通知予定である。令和2年5月1日の児童数は地元児童3名、特認児童17名で、今年度末に地元児童2名、特認児童3名が卒業予定のため、今年度の募集によって、特認児童が4名入学すると、地元児童1名と、特認児童18名の合計19名となる。

**(5) 宇治市小中一貫教育推進協議会について**

本協議会は、小中一貫教育を総合的に推進する目的で平成20年4月に設置した。今年度も、学識経験者として京都教育大学の榊原禎宏教授に委嘱し、保護者関係においては、新たに宇治市連合育友会の瀧尻将都会長、同じく朝倉亨副会長に委嘱した。学校関係では、宇治市校長会会長の海老瀬正純菟道小学校長、宇治市小学校長会会長の市橋公也宇治黄檗学園校長、西小倉中学校ブロックラーニングコーディネーターの丸尾章弘南小倉小学校教諭に委嘱した。新型コロナウイルス感染症防止対策に関わって、活動内容が制限されることもあるが、今年度の活動としては、小中一貫教育の取組全般の進行管理を目的として、年2回の協議会ならびに、中学校ブロックの特色ある取組について、視察等を予定している。

**(6) 宇治市教育委員会後援事業について**

青少年のための日中友好交流音楽祭京都国際音楽コンクール実行委員会主催の青少年のための日中友好交流音楽祭第3回京都国際音楽コンクール他3件、計4件について後援した。

**○日程第4 報告第8号 専決事項の報告について**

[説明] 本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

宇治市少年補導委員の委嘱について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分を行った。

少年補導委員については、青少年の非行防止を目的に、各小学校区単位で日々補導活動・社会環境浄化活動を推進しているところであり、今回、6月5日付で2名の追加委嘱を行ったことから、少年補導委員の人数は110名であり、男女別では、男性56名、女性54名となっている。

[質 疑] なし

○**日程第5** 報告第9号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

[説 明] 本改正は、「京都府立学校職員服務規程」の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。改正内容は、まず、結核性疾患による休暇取得期間を「180日の範囲内で必要と認める期間」から「90日の範囲内で必要と認める期間」に改めたものである。

次に地震・水害・火災等により、被災した場合の休暇取得期間を「その都度必要と認める期間」から「7日以内でその都度必要と認める期間」に改めたものである。

最後に、結婚による休暇取得期間を「6日以内でその都度必要と認める期間」から「5日以内でその都度必要と認める期間」に改めたものである。

なお、改正後の本規程は令和2年6月1日から施行した。

○**日程第6** 議案第19号 宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて

○**日程第7** 議案第20号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて

教育長より、議案第19号及び議案第20号を一括して議題とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による小・中学校の臨時休業に伴い、授業時間等の確保のため令和2年度の夏季休業日を短縮するについて、特例措置をとるため、所要の改正を行うものである。

改正内容は、宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の附則において、令和2年度における夏季休業日の特例として、第3条第4号の規定の適用については「7月21日から8月26日まで」とあるものは「8月1日から8月23日まで」とするものである。

また、宇治市立幼稚園規則も同様に、附則において、令和2年度における夏季休業日の特例として、第5条第1項第2号の規定の適用については「7月21日」とあるものは「8月1日」とするものである。施行期日はいずれも公布の日からとする。

[質 疑] なし

[討 論] なし

教育長より、議案第19号及び議案第20号を一括して採決する旨の提案があり、全会一致で決定する。

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

- 日程第8** 議案第21号 宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定するについて
- 日程第9** 議案第22号 宇治市大久保青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定するについて

教育長より、議案第21号及び議案第22号を一括して議題とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] まず、議案第21号について、「宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例」が令和元年10月11日に公布され、条例の附則において、「この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する」としていることから、施行期日を定める規則を教育委員会で制定するものである。施行期日は令和2年8月1日とする。

次に、議案第22号について、「宇治市大久保青少年センター条例施行規則」の一部を改正する。主な改正内容は、開館時間や休館日については、市民の利便性向上のため延長等を行うほか、施設使用申請の要件や時期については、生涯学習活動を行う団体の申請に対応するため変更するものである。

[質 疑]

[委 員] 議案第22号について、改正後は祝日も開館するのか。

[事務局] 祝日も開館する。

[討 論] なし

教育長より、議案第21号及び議案第22号を一括して採決する旨の提案があり、全会一致で決定する。

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

#### ○日程第10 議案第23号 宇治市生涯学習審議会委員の解嘱について

[説 明] 本議案については、令和2年4月1日付けでこれまで市教育委員会において管理し執行してきたスポーツに関する事務の内、学校における体育に関するものを除き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき、市長が管理し執行することとなったため、これまでスポーツ関係団体から推薦を受けて委嘱していた、木村孝委員及び藤林弘委員を解嘱をするものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

#### ○日程第11 議案第24号 教育長臨時代理の報告及びその承認を求めるについて

[説 明] 本議案は、教育長臨時代理について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、5月27日の定例教育委員会会議において、令和2年6月宇治市議会定例会提出議案「損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて」をお諮りし可決を頂いたが、今般、議案提起するに際し不足する情報があったため議案内容を修正し再度提案する必要性が生じた。

しかしながら、教育委員会への再度の提案が日程的に難しかったため、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づく、緊急やむを得ない事項として、教育長の臨時代理により対応を行ったものである。

内容については、5月27日にお諮りしたものに加え、損害賠償請求の事件番号を明記することにより、どの事案の和解であるかを明らかにしたものである。

[質 疑]

[委 員] 事件番号を公表すると氏名も公表することになるのではないか。

[事務局] 裁判所において閲覧制限がかかっているので、誰でも閲覧できることにはならない。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

## ○日程第12 議案第25号 教育長臨時代理の報告及びその承認を求めるについて

[説 明] 令和2年6月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から6月18日付けで意見を聴取されたもので、本来、教育委員会に議案提出を行い、議決を得る必要があるところ、宇治市議会への議案の提出までに教育委員会を開催することができなかったため、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長臨時代理によりこの内容に異議がないとしたものである。

本議案は、この教育長臨時代理について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

議案の内容については、「令和2年度宇治市一般会計補正予算（第6号）について」である。この補正予算については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止用備品等の購入をするものである。内容としては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、小中学校の再開に伴う感染症対策として、消毒液・サーキュレーター等の購入に要する1億400万円のうち、教育委員会分として、小中学校で4,650万円を追加計上している。

また、新型コロナウイルス感染症対策費の追加分として、市立幼稚園における預かり保育にかかる感染拡大防止用備品等の購入に要する経費として、幼稚園2園に50万円ずつ追加計上している。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。



○日程第13 議案第26号 令和2年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

教育長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する

[説明] 令和2年6月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から6月24日付けで意見を聴取されているもので、教育委員会としては、この内容に異議がないとするものである。

議案は「議案第26号 財産取得するについて」である。議案内容については、宇治市立小中学校タブレット端末一式15,148台の購入について、予定価格が2,000万円を超えることから、宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、契約にあたり議決が必要となるものである。取得目的は宇治市立小中学校タブレット端末一式、設置場所は宇治市立全小中学校である。取得金額は6億4,768万3036円、取得の相手方は京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町260番地、京都電子計算株式会社、代表取締役社長、山本忠道である。

[質疑]

[委員] リースではなく購入か。

[事務局] 購入である。

[委員] 保障はどうか。

[事務局] 1年保障が付いているが、その後の端末の修理は、その都度予算をとって対応する予定である。

[委員] 1人1台となるのか。

[事務局] 児童生徒及び教職員全員分である。

[委員] GIGAスクール構想で、国庫の関係で1台の上限金額が国で定められていたが、その金額の範囲内に収まるようになっているのか。

[事務局] 国で1台あたり、4万5千円という上限が定められているためその金額で入札に付しし落札された。設定等を実施し、2学期中には使えるようにする。

[委員] 児童生徒数が変わったら、追加購入するのか。

[事務局] 令和元年5月1日の児童生徒数で購入しているが、現在の児童生徒数は、その当時より少ないため、余りは予備となっている。

児童生徒数が上回れば、追加で購入する。

[討論] なし

